様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年2月20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　だいちみらいしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 　大地みらい信用金庫  （ふりがな）　 　いとう てつや  （法人の場合）代表者の氏名　　　伊藤 哲也  住所　〒087-8650  北海道根室市梅ヶ枝町3丁目15番地  法人番号　2460405000035  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大地みらい信用金庫DX戦略 | | 公表日 | 2025年2月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：大地みらい信用金庫ホームページ「『大地みらい信用金庫DX戦略』の策定について」に記載  公表場所：<https://www.daichimirai.co.jp/news-release/news/2024/topics_20250212.pdf>  記載ページ：2,3,4ページ目 | | 記載内容抜粋 | 通信高速化やAPI、AI等のテクノロジーの発展に伴い、金融業界もBaaSやFinTech・他業種からの参入、デジタルチャネルの多様化等大きく変化している。他にも脱炭素やESG投資、SDGsといった新たな要素も加わり、より顧客のニーズは多様化している。  その多様化したニーズに応えるべく、大地みらい信用金庫は金融の枠を超えた価値を提供する組織への変革を目指す。  その為にテクノロジーとデータを、地域に根差した金融機関である信用金庫という特性を活かし、『人と人の繋がり』を深く・長く・新しくする方向性で活用していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年1月22日の取締役会に準ずる機関である「大地みらい信用金庫常務会」にて決議 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大地みらい信用金庫DX戦略 | | 公表日 | 2025年2月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：大地みらい信用金庫ホームページ「『大地みらい信用金庫DX戦略』の策定について」に記載  公表場所：<https://www.daichimirai.co.jp/news-release/news/2024/topics_20250212.pdf>  記載ページ：6,8,9,11ページ目 | | 記載内容抜粋 | 「お客さま・地域・職員・金庫、みんなと進めるDX」として4つの主体に施策を定めている。  各施策の内、特にデータ活用を組み込んだ施策を一部抜粋する。   1. しんきんDB（EBM）を活用し、お客さまのニーズになった提案を行う。   ＜補足＞ EBMが可能なデータ分析サービスを利用することで、顧客属性や取引状況に基づく、最適な金融ソリューションの提案を実施し、真に顧客価値のあるサービス提供を行う。   1. 地域IT専門学校様と協業で、データ分析に関するプロジェクトを推進し、学生の成長機会の場作りを行う。   ＜補足＞ 地域企業のデータ分析を行い経営改善に役立てるソリューションを提供し、地域単位でのDX化を図る。   1. システム毎に保有しているデータや、ファイルサーバー上のExcelデータなどを集約するデータ分析基盤の構築を目指す。   ＜補足＞ 紙媒体の各業務を、ノーコードアプリを用いてシステム化を行い、データ化を推進。さらにデータウェアハウスを構築し、一元管理を行う。それによりデータドリブン経営を推進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年1月22日の取締役会に準ずる機関である「大地みらい信用金庫常務会」にて決議 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 組織体制／記載ページ：12ページ目 2. 人材育成・確保／記載ページ：10ページ目 | | 記載内容抜粋 | 1. 経営企画部デジタル戦略担当のリーダーは、デジタル戦略統括責任者である役員が任命され、施策遂行の一定の権限が付与される。経営企画部デジタル戦略担当を中心として、各施策単位で金庫横断的にDXを推進。 2. ITパスポートなどのIT系資格の取得奨励制度を活用。情報システムやDX推進担当者には、ITコーディネーターや基本情報技術者またはセキュリティスペシャリストなどの高度資格取得を必須化。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載ページ：7ページ目 | | 記載内容抜粋 | 【ITインフラ】 ネットワーク環境の充実、PC・モニターの調達等  【組織マインド】 技術的負債を発生させないシステム導入のプロセス整備、属人化された業務のオープン化等  【データ収集】 電子ワークフローの整備、データ分析基盤の構築等 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大地みらい信用金庫DX戦略 | | 公表日 | 2025年2月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：大地みらい信用金庫ホームページ「『大地みらい信用金庫DX戦略』の策定について」に記載  公表場所：<https://www.daichimirai.co.jp/news-release/news/2024/topics_20250212.pdf>  記載ページ：13ページ目 | | 記載内容抜粋 | 推進指標に関しては、DX施策の4つの主体である「お客さま」「地域」「職員」「大地みらい信用金庫」のそれぞれに対して以下の通り設定。  総合的：DX推進指標  お客さま：DX支援・セミナー件数、デジタルチャネル取引件数  地域：DX支援・セミナー件数  職員：金庫内向けITスキル向上施策数、ペーパレス化件数  大地みらい信用金庫：ペーパレス化件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月12日 | | 発信方法 | 公表方法：大地みらい信用金庫ホームページ「『大地みらい信用金庫DX戦略』の策定について」に記載  公表場所：<https://www.daichimirai.co.jp/news-release/news/2024/topics_20250212.pdf>  記載ページ：2ページ目 | | 発信内容 | ・・・  当金庫は・・・地元の皆さまによって設立された相互扶助の組織です。  ・・・  近年は人手不足やインターネットの進展・脱炭素など今まで以上に課題領域が拡大しています。当金庫は情報技術やテクノロジーを活用して、金庫内や地域の皆さまの課題解決に挑戦し、金融の枠を超えた価値を提供する組織へと変革することをめざします。  その手始めとして、「大地みらい信用金庫ＤＸ戦略」を策定いたしました。  すべては私たちが経営理念に掲げる「地域の皆様とともに、豊かな未来を創造する」の実現のため、大地みらい信用金庫はＤＸに積極的に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月から継続的に実施 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにて、2025年1月22日にDX推移指標の自己診断フォーマット提出済。（DX推進ポータル受付番号：202501AH00002466） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年9月に情報システム管理規程を制定し、その後も継続的な取り組みとして実施中 | | 実施内容 | 金融情報システムセンター（FISC）準拠の情報システム管理規程やシステムリスク管理規程等のルール整備を行っている。またIT-BCPとしてコンピューター障害対応規程を整備し、年次での訓練を情報セキュリティ担当役員も含めて実施している。  またシステムに関する内部監査や、外部からの脆弱性診断や監査も実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。